

商 品 名 (愛 称)	スーパーフリーローン 【来店型・WEB完結型】
------------------	----------------------------

ご利用いただける方	・下記のすべての条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる個人の方
	(1) 年齢が満20歳以上、完済時満75歳以下で、当金庫の会員となれる方。
	(2) 安定継続した収入を有する方（個人事業主の方もお申込み可能です）
	WEB完結型をご希望される場合は、上記（1）～（2）のすべてを満たす方で、かつ、次の（3）～（6）に該当する方が対象となります。
	(3) 普通預金の口座（返済用口座）を保有している方。
	(4) 運転免許証またはパスポートを保有している方。
	(5) 当金庫において犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了している方。
	(6) インターネット（スマホ等）にて申込みが可能な方。
	ただし、個人事業主の方は、来店型のための申込みとなります。
	※WEB完結でのお手続きをご希望される場合であっても、当金庫の事務手続き上、来店型でのお手続きへ変更させていただく場合があります。
	※WEB完結は通常の来店型に比べ日数がかかる場合がございます。お急ぎの場合は、来店型にてお申込みください。
お 使 い み ち	・自由（ただし、「当金庫借入金のための借換資金」は対象外とします。）
	「おまとめ資金」「事業性資金」でのご利用が可能です。
	※「お使いみち」について、当金庫から問い合わせや確認資料の提出をお願いする場合があります。 ※ただし、WEB完結の場合、「借換え資金（おまとめ）」「事業性資金」は対象外です。来店型にてお申込みください。
ご 融 資 限 度 額	・10万円以上500万円以内。（1万円単位）
ご 利 用 期 間	・3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
ご 融 資 利 率	・固定金利（ご利用利率に保証料を含みます。）
	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
	・審査によってご利用利率が異なります。（ご利用利率は5段階となっております。）
必 要 書 類	・本人確認書類 ・年収確認資料（申込金額300万円超の場合）
ご 返 済 方 法	・元利均等返済または元金均等返済（ただし、WEB完結は元利均等返済のみ）
	・年2回のボーナス併用増額返済の利用が可能です。 ただし、ボーナス併用増額返済部分の元金は融資金額の50%以内とします。
	・来店型のみ元金返済の据置が可能です。（6ヵ月以内）
保 証 人 ・ 担 保	・不要（一般社団法人しんきん保証基金が保証します。）
保 証 料	・保証料は、ご利用利率に含まれます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、 電話：089-946-1203）にお申し出ください。
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも

	<p>可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。 ・期日前返済など、返済条件を変更される場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。 ・当金庫の会員となれる方 <p>(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。</p> <p>(2)当金庫の地区内において勤労に従事する方。</p> <p>(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。</p> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますので詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。</p>